

入間市太陽光発電設備の適正な設置等に関する条例の概要

地球温暖化の原因となる温室効果ガスを削減するため、再生可能エネルギーの有効活用として、太陽光発電の更なる導入を推進していく必要がありますが、太陽光発電の普及に伴い、設備の設置による様々な課題も生じています。

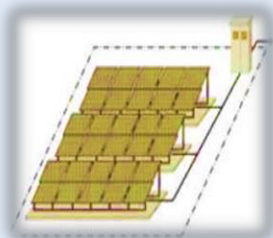
入間市では、ゼロカーボンシティ実現に向け、市域内において太陽光発電による再生可能エネルギーを最大限活用したエネルギーの地産地消による持続可能なまちづくりを目指すと同時に、太陽光発電設備の適正な設置、維持管理、撤去等に関し必要な事項を定めることにより、災害を防止し、良好な環境及び景観を保全し、安全・安心なまちを実現するため、本条例を制定しました。(令和5年4月1日施行)



条例に基づく手続きについて

市内で太陽光発電設備を設置又は管理運用する場合(太陽光発電事業)、地域住民等への説明や市への届出等の手続きが必要です。

対象 発電出力の合計が 10 キロワット以上の太陽光発電設備



対象外 = 適用除外 (第3条関係)

- (1) 抑制区域の外に設置する発電出力10キロワット未満のもの
- (2) 建築物の屋根、屋上又は壁面に設置するもの
- (3) 防犯灯、道路標識等公共のインフラ機器に附属して設置するもの
- (4) 市長が特に認めるもの

抑制区域(第8条関係)

事業区域に以下の区域が含まれる場合は、事業を実施できません。

- (1) 土砂災害その他自然災害が発生するおそれがある区域
- (2) 豊かな自然環境が保たれ、地域における貴重な資源として認められる区域
- (3) 住宅との隣接地など、太陽光発電事業により地域住民等の生活環境に著しい影響を及ぼすおそれがある区域
- (4) 本市を象徴する魅力的な景観として良好な状態を保全する必要がある区域
- (5) 市長が特に必要と認める区域

事前協議(第7条関係)

事業者は事業届出を行おうとする時は、届出を提出する30日前までに、市と事業計画について協議する必要があります。

地域住民等への説明(第10条関係)

事業者は太陽光発電事業を開始するにあたり、地域住民等とのトラブルを防止するため、事業の事前説明会の実施を義務付けています。



届出(第11条関係)

事業者は設置工事に着手する60日前までに、事業届出に説明会開催報告書等を添えて、市へ届出する必要があります。 ※その他、変更届や廃止届など各種届出があります。

同意(第9条関係)

条例の遵守と良好な環境を確保するため、事業の実施には市長の同意を義務付けています。同意は、事業届の内容を審査し、条例の規定が遵守されており、かつ、自然環境及び生活環境の保全にとって支障がないと判断すれば同意します。

事業実施にあたっての注意事項

太陽光発電事業を行うにあたり、事業者の責務(第5条)、遵守事項(第12条)等を規定しています。設置後のトラブル回避や事業の安定的な運営のため、次の事項と合わせ十分に確認の上、事業を実施してください。

(1) 関係法令やガイドラインの遵守

事業の実施に当たっては、関係法令やガイドラインを十分に確認し、必要な手続きをとること。

(2) 災害の防止、自然環境及び生活環境の保全並びに良好な景観の形成に配慮

太陽光発電事業を行う場所に依りて、配慮すべき事項を十分に確認の上、必要な対策を行うなど周辺環境に配慮すること。

(3) 地域住民等との良好な関係に配慮

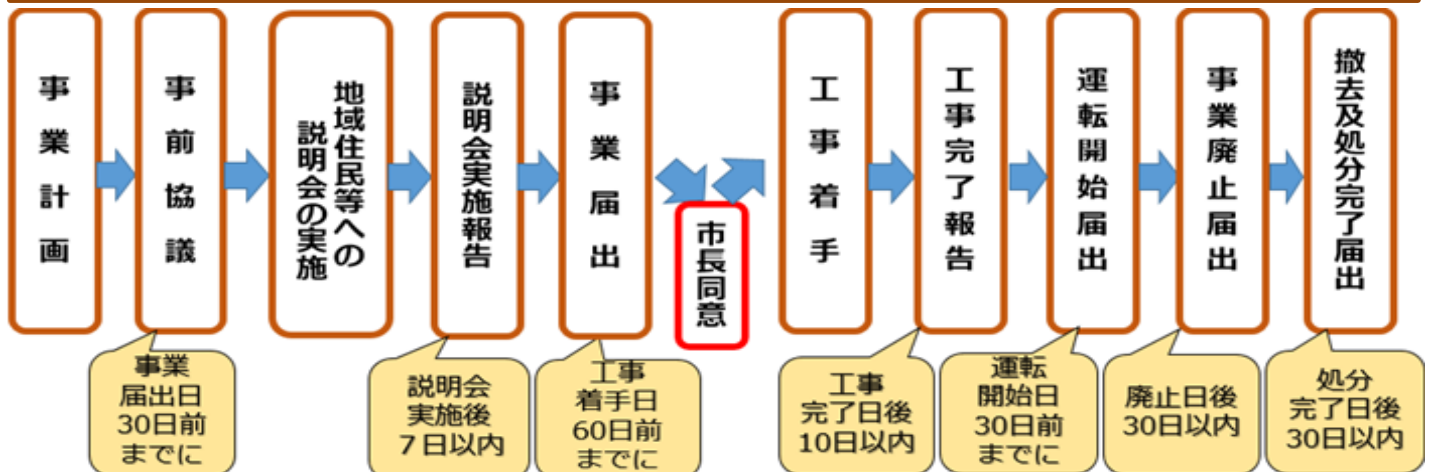
地域住民等へは誠実な対応を行うとともに十分な事前説明を行い、信頼関係の構築に努めること。

勧告、公表、国及び県への報告(第16条～第18条関係)

事業者が事前協議や届出を行わなかったり、虚偽の協議や届出を行ったりした場合に、市は勧告等を行うことができるとしています。また、条例に違反した場合には、FIT法(※)に基づく事業認定を受けることができなくなったり、認定を受けた後でも、認定を取り消されたりする場合があります。

(※) 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法

事業実施の流れ



— (問い合わせ先) —

人間市生活環境課 TEL04-2964-1111 (内線 4225・4226) e-mail:ir241000@city.iruma.lg.jp